

新潟市巻ほたるの里公園条例施行規則（平成17年9月30日規則第219号）

最終改正:

改正内容:平成17年9月30日規則第219号 [平成17年10月10日]

○新潟市巻ほたるの里公園条例施行規則

平成17年9月30日規則第219号

新潟市巻ほたるの里公園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市巻ほたるの里公園条例(平成17年新潟市条例第78号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（損傷等の届出等）

第2条 新潟市巻ほたるの里公園(以下「ほたるの里公園」という。)を利用するものは、ほたるの里公園の施設、設備、資料、物品等を損傷し、又は亡失した場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - (2) 役員名簿
 - (3) 経営状況に関する書類
 - (4) 納税を証する書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （その他）

第4条 この規則に定めるもののほか、ほたるの里公園の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市巻ほたるの里公園指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市巻ほたるの里公園の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請
します。